



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 福 井 コ ン プ ュ ー タ 株 式 会 社  
代表者の役職名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 眞  
(コード番号：9790 東証第二部)  
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 蒨 野 勝  
T E L 0 7 7 6 - 5 3 - 9 2 0 0

## 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 24 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 事業目的の変更

今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。

##### (2) 取締役員数の上限の引下げ

平成12年6月に導入した執行役員制度による経営体制が定着し、実効を上げていることから、取締役の員数の上限を適正な水準に改めるべく、現行定款第15条（取締役の員数）を30名から20名に変更するものであります。

##### (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものです。

会社法第 939条第 1 項第 3 号の規定により、現行定款第 4 条（公告の方法）を変更するものであります。また、同制度の導入に伴い、事故その他不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合、株主に対して提供したものとみなすことができる旨の変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに書面決議により取締役会の決議があったものと見なすことを可能とする旨の変更案第27条（取締役会の決議方法）に新設するものであります。

その他全般にわたり、「会社法」に合わせた用語及び引用条文等について所要の変更を行うものであります。

##### (4) その他、条文の新設に伴い、現行定款の条文を繰り下げるとともに、一部字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~ 12. (条文省略)	1. ~ 12. (現行どおり)
(新 設)	<u>13. 健康器具の製造販売</u>
(新 設)	<u>14. 健康トレーニング施設の運営</u>
<u>13. 前各号に付帯する一切の事業</u>	<u>15. 前各号に付帯する一切の事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機関)</u>
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u>
	<u>1. 取締役会</u>
	<u>2. 監査役</u>
	<u>3. 監査役会</u>
	<u>4. 会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、30,000,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。
(新 設)	<u>(株券の発行)</u>
	第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>株券の種類および株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。 )をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要がある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 <u>定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第12条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>当社の株主総会は福井県で開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の議決要件)</p> <p>第13条 株主総会の議決は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は30名以内とする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は20名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</p> <p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第18条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u> (新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議をもって取締役社長を選任する。</u> <u>2. 取締役会の議決をもって、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(相談役または顧問の委属)</p> <p>第21条 <u>取締役会の議決をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。</u></p>	<p>(相談役または顧問の委嘱)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>2. 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 23 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 24 条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 . 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u></p> <p>2 . 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 26 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 . 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 . <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2 . <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第30条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当金という。)</u>をすることができる。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第32条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この変更定款は、平成18年5月1日から効力が発生する。</p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p>

### 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月24日(土曜日)  
定款変更の効力発生日 平成18年6月24日(土曜日)

以 上